

議案第 82 号

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の設定について

次のとおり三朝町保育所の設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 9 月 10 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 本町は、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することにより児童の健全な育成を図るため、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 35 条第 3 項の規定に基づき、法第 39 条に規定する保育所を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 保育所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
三朝保育園	三朝町大字山田 611 番地 1
東保育園	三朝町大字片柴 1336 番地 1
賀茂保育園	三朝町大字本泉 916 番地
竹田保育園	三朝町大字穴鴨 201 番地 1

(定員)

第 3 条 保育所の定員は、規則で定める。

(保育時間)

第 4 条 保育所の保育時間は、午前 7 時 15 分から午後 6 時 30 分までとする。ただし、地域における保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(休所日)

第 5 条 保育所の休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(指定管理者による管理)

第6条 町長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するため、第2条に規定する保育所のうち賀茂保育園の管理を指定管理者に行わせるものとする。

2 前項の規定により賀茂保育園の管理を指定管理者が行う場合におけるこの条例の適用については、第4条及び前条第2項中「町長が特に必要と認めるとき」とあるのは、「町長が特に必要と認めるとき又は指定管理者が町長の承認を得たとき」とする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、賀茂保育園における次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 保育の実施に関する業務

(2) 保育所の施設及び附属施設の維持管理及び補修(町長が別に定めるものを除く。)に関する業務

(3) 前各号に掲げるもののほか、保育所の管理運営に関し、町長が必要と認める業務(町長による管理)

第8条 第6条の規定にかかわらず、町長は、指定管理者が賀茂保育園の管理に係る業務を行うことができないと認めるときは、当該業務を行うことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、保育所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和50年三朝町条例第7号)は、廃止する。